

収金廃総第 1 号
平成 26 年 2 月 26 日

金沢市長 山 野 之 義 様

金沢市廃棄物総合対策審議会
会長 関 平和

廃棄物処理手数料の改定及び新設について（答申）

平成 26 年 2 月 26 日付け発環政第 117 号にて諮問のありました「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」第 34 条第 1 項に規定する廃棄物処理手数料の改定並びに犬猫等の死体処分（専用炉処分）手数料を新設することについて、下記のとおり答申します。

記

答申第 1 号 廃棄物処理手数料の改定について
別紙 1 のとおり改定することを認めます。

答申第 2 号 犬猫等の死体処分（専用炉処分）手数料の新設について
別紙 2 のとおり新設することを認めます。

(別紙1)

答申第1号

廃棄物処理手数料の改定について

1. 改定案

名 称		現 行	改 定 案	摘要	
臨時収集 手数料	大型粗大ごみ	1,000円／個	1,000円／個	改定なし	
	中型粗大ごみ	500円／個	500円／個		
	多量ごみ	9,400円／台	9,700円／台	改定	
	犬、猫等の死体(専用炉処分を除く)	2,300円／体	2,400円／体		
環境エネルギー センター搬入 処分手数料	一般廃棄物収集運搬許可業者	168円／20kg	172円／20kg	改定	
	許可業者以外	20kgまで	168円		172円
		20kgを超える 10kgごとに	84円／10kg		86円／10kg
埋立場 搬入処分 手数料	2tを超える	945円／100kg	972円／100kg	改定	
	500kgを超え2tまで	840円／100kg	864円／100kg		
	500kg以下	1,400円／台	1,400円／台	改定なし	

2. 改定時期

平成26年4月1日(3月議会で条例改正)

(別紙 2)

答申第 2 号

犬猫等の死体処分（専用炉処分）手数料の新設について

1. 案

新設区分	新設手数料
犬、猫等の死体の収集等を行う場合 (処分を専用の炉において行う場合)	1 体につき 5, 6 0 0 円

2. 目的

犬猫等の死体の収集処分について、動物愛護の観点から、ごみと一緒に焼却とは別に動物専用炉での処分が選択できるようにする。

3. 新設時期

平成 26 年 4 月 1 日（3 月議会で条例改正）